

長崎市屋外広告物条例改正説明会 質疑応答集

NO	質問内容	回答
1	表示者と占有者の違いは何か。	<p>表示者、設置者は行為を行う者で、所有者、占有者は権利を有する者である。</p> <p>表示者は、広告主、広告業者等が該当する。</p> <p>占有者は、土地や建物の所有者の承諾を得て、広告物や掲出物件を土地等に付随して設置する者で、土地や建物の占有者であり、広告物等の所有者となる。なお、土地等の所有者は、広告物等に対して間接占有者となる。</p>
2	<p>管理者資格の厳格化で、広告物自体が4メートルを超えるものは建築基準法の確認が必要である。改正後も管理者資格が講習会修了者となっているが、講習会修了者には専門的な知識はなく難しいと思う。他都市では、講習会修了者は管理者資格に入っていない場合もあるが、講習会修了者を残した理由と、今後変える予定があるのか。</p>	<p>管理者は広告物等の日常的な点検・管理に必要な知識を有する者として、講習会修了者同等以上としている。</p> <p>点検者は、日常点検よりも詳細な点検を行う定期点検に必要な知識を有する者として、屋外広告士同等以上としている。</p> <p>講習会修了者は、市の条例により、広告物の表示及び提出物の設置等に関し、必要な知識を習得させることを目的に開催した講習会において、屋外広告物法及び建築基準法、道路法等の関係法令に加え、広告物の表示方法、施工（構造、取付、基礎、安全）に関する内容を受講した者であり、管理者として対応できると判断している。現時点において、見直しは考えていない。</p>
3	<p>設置後適用3年以内ということだが、これを過ぎたら行政から通知がくるものなのか、設置したものが責任をもって管理すべきものなのか、また罰則などの規定があるのか、ないなら今後、罰則を設ける予定があるのか。</p>	<p>許可申請が提出されている広告物の場合は、設置後、次回許可更新時に更新案内を行っており、更新許可申請書に安全点検報告書を添付しなければ許可できない。許可期間の満了後も除却されず、許可を受けていない広告物は、違反広告物となり、30万以下の罰金に処せられる場合がある。</p>
4	<p>電柱等利用広告も高さが4m超えれば点検者資格を求めるのか。</p>	<p>点検は全ての広告物（簡易な広告物を除く）が対象となり、地上からの高さが4mを超えるものは、点検者資格を要することになる。</p>
5	<p>自家用広告物が10㎡以下の適用除外の場合で、高さが4mを超える広告物があるが、安全点検報告書の提出は必要か。</p>	<p>更新許可申請時に安全点検報告書を添付するため、許可を必要としない広告物は、提出の必要がない。</p>